

上尾市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定により、上尾市総合教育会議運営要綱を次のとおり定める。

（総則）

第1条 上尾市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

（議事進行）

第3条 会議の進行は、市長の指定する者が行う。

（公開及び傍聴）

第4条 会議の公開及び傍聴に関して必要な事項は、審議会等の会議の公開に関する指針（平成13年上尾市告示第268号）の規定を準用する。

（議事録）

第5条 議事録は、上尾市会議録作成要領（平成12年3月28日市長決裁）により作成する。

2 議事録は、会議の終了後、遅滞なく作成し、公表するものとする。

（事務局）

第6条 総合教育会議の事務局は、市長政策室秘書政策課に置く。

（定めのない事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。